

2022年度 お部屋ラボ 祝祭の広場

キッチンカー出店者募集要項

1. 実施の目的

祝祭の広場の利活用を推進するため、貸出の少ない平日を中心にキッチンカー等を運用することで、非イベント時における賑わいづくりを検証するための基礎資料とすることを目的とする。

2. 出店概要

(1) 所在地：大分市府内町一丁目1-1 お部屋ラボ祝祭の広場内

※一部使用できないエリアがあります

(2) 募集台数：1日につき5台まで

(3) 出店可能日：毎週火・水・木（2022年12月1日～2023年3月31日の間）

※イベント等で出店できない日もあります。

【注意事項】

※基本的にお一人（1団体）1台。2台以上の一括利用を希望される方は、要相談となります。

※事前に現地見学を希望される方は、予約制とさせていただきますので、必ず大分まちなか倶楽部までご連絡ください。

3. 出店期間

原則として1日単位

4. 営業可能時間

9:00～21:00

営業時間は上記の基本時間帯内であれば、出店者が任意に設定することができますが、あらかじめ当社と協議することとします。

5. 募集業種

飲食・物品販売等

6. 応募条件

(1) 出店日の売上・来客数等の営業情報の提供、並びに当社が依頼するご利用アンケートにお答えいただける方。

- (2) 原則としてランチタイム（11～13時）の営業ができる方。
- (3) キッチンカー等を利用し、営業日ごとに広場内に準備、広場内から撤収することができる方。
- (4) 賠償責任保険、PL保険の加入をしている方。
- (5) 事業運営に必要な許認可等を取得している方。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第二項に定める暴力団、及び第三項に定める指定暴力団もしくはその構成員および準構成員の方に該当しないこと。
- (7) 動物など生き物を扱わないこと。
- (8) 火気、煙、特殊な臭いがするなど、危険物を扱わないこと。
- (9) 公序良俗に反しないこと。
- (10) 保健所が許可した場所で調理されていない食品の取扱いを行わないこと。
- (11) 政治性又は宗教性のある事業でないこと。
- (12) 特定の主義又は主張を行う事業又はそのおそれがある事業でないこと。
- (13) 他の出店者やイベントと連携できること。
- (14) 各種、関係法令等に違反しないこと。
- (15) その他、当社が認めるもの。

7. 費用

- (1) 出店料：無料
- (2) 商品陳列ケースや幟等の備品購入費及び陳列什器・備品の持ち込みに係る費用は出店者の負担とします。
- (3) 搬入、搬出及び出店に係る費用は、すべて出店者の負担とします。
- (4) その他費用負担区分が不明確なものは、出店者と当社の協議により決定することとします。

8. 飲食店向け出店規約

(1) 応募資格

食品衛生法を遵守し、食品衛生に十分に注意し、保健所へ営業上必要となる申請（営業許可、実演販売営業許可等）を行える方、また行っている方。（別途費用要）

(2) 注意事項

調理に必要な設備、ゴミ箱、消火器（火器を使用する場合は必須です）等、出店に必要な資材は、各出店者様にてご用意ください。

出店者の原因で起きた事故については、当社は一切の責任を負いません。

営業中は、必ず保健所の営業許可証を店舗内に掲示してください。

(3) 新型コロナウイルス感染症予防対策について

消毒液を設置し、購入者が飲食物を手にする前に、手指消毒を行うよう注意喚起を促してください。

店舗前に並ぶ際は他の方との距離（できるだけ2 m以上）を確保するように注意喚起を行ってください（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く）。

飲料については、ペットボトル・ビン・缶や使い捨ての紙コップで提供してください。スタッフには体調管理を徹底させ、マスクの着用と手洗い（アルコールによる手指の消毒）うがいを徹底してください。

(4) その他

地震・風水害・降雪・事件・事故・疫病・気候（降雨、高温、寒冷、強風）等の、単一的または複合的な理由で、営業縮小・中止した場合、それによって生じた損害などについては補償しません。

指定された場所以外の専有を禁止します。

通行人や来場者、他出店者、周辺住民に対し、不快・迷惑を与えるような行為を禁止します。

※ 該当行為があった場合、当社判断により即時退去いただきます。

9. 遵守事項

出店者は、次に掲げる事項を遵守してください。

- (1) 営業時間を遵守すること。
- (2) 営業時間内に、準備及びごみ等の後始末をすること。また出店場所周辺の清掃を行うこと。
- (3) 祝祭の広場内の設備または用具等を、故意又は重大な過失により破損もしくは紛失した場合は、直ちにその旨を当社に届け出て、その指示を受けたうえで、弁償すること。
- (4) 車両の進入、退出ならびに祝祭の広場内での運転中は細心の注意を払い、安全管理は出店者において行うこと。
- (5) 近隣住民や店舗などに迷惑となるような音出しなどはしないこと。
- (6) 営業を行う車両以外は広場内に駐車しないこと。
- (7) 広場に乗り入れる車両の重量は4 tを越えないこと。
- (8) 営業用の「のぼり」「簡易な看板」等を5本以上設置しないこと。（設置はキッチンカーの側に限る）
- (9) 営業時に誰もが気軽に飲食できるテーブル・イスなどを設置すること。（営業場所の近くに設置すること。広場の備品のテーブル・イスなどを使用する場合、少なくとも2セット以上は使用すること。※広場の備品でテーブル、イス（茶系のもののみ）については、本事業による出店者が優先的に使用することができます。）
- (10) あらかじめ当社の承認を受けた場合のほか、祝祭の広場内においてポスターやチラ

シ等の貼付を行わないこと。

(11) 営業終了時に使用したテーブル、イスなどは元あった位置に戻すこと。

10. その他

- (1) 出店期間中において、当社は出店者に対し、その活動の発展に寄与すると考えられる支援を行います。
- (2) 出店に必要な許認可等の諸手続きについては、各出店者において行うこと。
- (3) 出店に関しての盗難や事故などについて全て出店者の責任とします。
- (4) 募集要項に記載のない事項については、当社が定めるものとします。
- (5) 祝祭の広場の貸し出しを行っていない時は、営業のため自由に広場を活用することができます。

11. 申込方法

「誓約書」に必要事項を記入のうえ、運転免許証、営業許可証、PL 保険証書等の写しを添えて、当社へ提出してください。(事前登録制のため初回1度限り)

※提出書類の返却は行いませんので、必要な方はあらかじめ複写をしてから提出してください。

申込先：株式会社大分まちなか倶楽部

〒870 - 0021 大分市府内町 2-3-24 前川ビル 1F

TEL：097-573-7377 FAX：097-573-7378

選考方法：書類・面接審査 適時実施予定

- (1) 審査は申込書類及び面接をもって行います。選考結果は、後日お知らせします。
- (2) 選考結果に関する質問や異議申し立ては一切受け付けません。
- (3) 事業内容の独自性、妥当性や応募動機等により判断します。

〈お問い合わせ先〉

株式会社大分まちなか倶楽部 (担当：増田)

〒870 - 0021 大分市府内町 2-3-24 前川ビル 1F

TEL：097-573-7377 FAX：097-573-7378 (月～金曜 8:30～17:15／土日祝日を除く)

E-mail：info@machinaka.info / URL：<https://oitamachinaka.com/>